

諮問番号：令和3年度 諮問第9号

答申番号：令和4年度 答申第1号

答 申 書

第1 本審査会の結論

本件審査請求には理由があるから、裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当とはいえない。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、指定難病（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）第5条第1項の指定難病をいう。以下同じ。）に係る特定医療費（同項の特定医療費をいう。以下同じ。）の支給認定（難病法第7条第1項の支給認定をいう。以下同じ。）に関する申請に必要な書類である臨床調査個人票の作成を担当医師に依頼し、当該臨床調査個人票が令和2年12月15日に請求人の自宅に届いた。

請求人は、令和2年12月15日から22日まで（8日間）入院していたため、退院日である同月22日に、支給認定に係る申請（以下「本件支給認定申請」という。）を行った。

本件支給認定申請の申請日は令和2年12月22日であるが、同月15日から入院していたことは事実であることから、当該申請日を有効期間の始期とした支給認定（以下「本件支給認定処分」という。）を取り消し、同月15日を有効期間の始期とした支給認定をすることを求めているものと解される。

なお、審査請求書の「2 審査請求に係る処分の内容」において「令和3年4月14日付けで行われた特定医療費償還払申請に対する決定」との記載があることから、請求人は当該決定の取消しを求めていると解する余地もあるが、「4(2) 審査請求の理由」において特定医療費償還払申請（以下「本件償還払申請」という。）に係る記載がなく、本件支給認定申請に係る経緯が記載されていること、「5 処

分庁の教示の有無及びその内容」において本件支給認定処分に係る教示の記載があること等を踏まえると、請求人は本件支給認定処分の取消しを求めているものと解するべきである。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

特定医療費の支給対象は、本件支給認定申請の申請日である令和2年12月22日以降の医療費についてであり、それ以前に請求人から申請とみなせるような来庁や相談はなかったことから、請求人の主張に理由はない。

そして、請求人からの本件償還払申請に対する支給決定（以下「本件支給決定処分」という。）は、特定医療費の有効期間の始期を令和2年12月22日であるとした本件支給認定処分にに基づき、法令等の規定に従って適切に行われたものであることから、何ら違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 令和2年12月22日、請求人は、本件支給認定申請を行った。

イ 令和3年1月28日、処分庁は、札幌市指定難病審査会に対し、本件支給認定申請に係る審査を依頼し、同年2月12日、同審査会より、診断基準及び重症度を満たしているとの審査結果が届いた。

ウ 令和3年3月3日、処分庁は、本件支給認定処分を行い、請求人に対して特定医療費（指定難病）受給者証を交付した。

エ 令和3年3月4日、請求人は、本件償還払申請を行った。

オ 令和3年4月14日、処分庁は、本件支給決定処分を行った。

カ 令和3年4月26日、請求人は、審査請求を行った。

(2) 判断

ア 請求人は、○に令和2年12月15日から22日までの8日間入院しており、当該入院期間中の総医療費は483,490円である。そして、請求人は○の組合員の被扶養者（自己負担割合3割）であることから、当該期間に係る自己負担額は145,050円となる（10円未満の金額については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第57条第7項の規定により四捨

五入する。)

また、請求人の世帯における市民税の所得割額は〇円であることから、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）第1条第1項第2号イの規定により、請求人に係る月額自己負担上限額は2万円となる。

特定医療費（指定難病）受給者証の有効期間の始期については、申請日に遡ってその効力を生ずるとされていることから、請求人が入院した令和2年12月15日から22日までのうち、支給対象となる医療費は申請日である同月22日分のみとなる。

このため、上記の総医療費について日割計算を行うと、令和2年12月22日の1日分に相当する総医療費は60,436円となり、この総医療費に対する自己負担額（3割）は18,131円、自己負担額（2割）については12,087円となる。

この自己負担額（3割）の18,131円は、請求人に係る月額自己負担上限額である2万円を下回ることから、令和2年12月22日分の特定医療費としては、負担割合3割の自己負担額（18,131円）から負担割合2割の自己負担額（12,087円）を控除した6,044円となり、本件支給決定処分のうち令和2年12月分として支給した額と合致する。

以上のことから、本件支給決定処分は、関係法令の定めるところにより適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

イ 特定医療費（指定難病）受給者証の有効期間の始期については、難病法第7条第5項に定めがあり、支給認定はその申請のあった日に遡ってその効力を生ずると規定されている。

ところで、請求人は、令和2年12月22日に本件支給認定申請を行っていることから、難病法第7条第5項の規定に照らせば同日をもって有効期間の始期とすることが相当であるが、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保等を目的として定められた難病法の趣旨に鑑み、申請行為の以前に処分庁に対し申請の意思表示が行われた場合には、この点を踏まえて有効期間を決定することも十分考えられる。

この点について、処分庁は、「申請先である〇保健センターに対し申請とみ

なせるような来庁や相談を行った事実は無かった」と主張しており、当該主張に対して、請求人は「臨床調査個人票が自宅に届くまで、〇保健センターにどのようなものを用意すればよいか、電話で問い合わせをしている」と反論しているものの、申請の意思表示が行われたとまでは認められないことから、これらを踏まえると、有効期間の始期を申請日である令和2年12月22日とした本件支給認定処分について、違法又は不当な点があるとは認められない。

2 審理員審理の経過（日付は、令和3年）

5月31日	審査庁（札幌市長）が、請求人が行った審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
6月29日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
7月27日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
9月21日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
9月28日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和4年）

1月19日	審査庁が、本審査会に諮問
6月20日	第1回調査審議（令和4年度第1回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

支給認定を受けようとする指定難病の患者又はその保護者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県に申請をしなければならないとされており（難病法第6条第1項）、都道府県は、指定難病の患者が、一定の要件に該当する場合であって特定医療を受ける必要があるときは、支給認定を行うものとされている（難病法第7条第1項）。

都道府県は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し、支給認定の有効期間、指定医療機関の名称その他の厚生労働省令で定め

る事項を記載した医療受給者証を交付しなければならないとされており（難病法第7条第4項）、支給認定は、その申請のあった日に遡ってその効力を生ずるとされている（同条第5項）。

なお、都道府県が処理することとされているこれらの事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、当該指定都市が処理するものとされている（難病法第40条、地方自治法第252条の19第1項第11号の2及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の38第1項）。

そこで、本件についてみると、処分庁は、請求人が本件支給認定申請を行った令和2年12月22日を支給認定の有効期間の始期として本件支給認定処分を行ったことが認められる。

しかしながら、難病法第7条第5項において「その申請のあった日に遡ってその効力を生ずる」と規定されているが、同項の規定は一般的な特定医療費における手続の流れを想定したものであり、例えば、診断から入院に至るまでの時間的間隔が極めて短い場合のように、申請を行おうとしたものの実際に行うことが事実上不可能である場合にまで、例外なく支給認定の有効期間の始期を実際に申請のあった日とすることを求めるものと解することは、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保等を目的として定められた難病法の趣旨に沿ったものとはいえないといわざるを得ない。むしろ、同項の規定が、支給認定の効力をその決定時から過去に遡って適用する趣旨であることを考慮すると、当該場合において、申請が事実上可能となった後に直ちに行われたときは、入院日を支給認定の有効期間の始期とすることが、同項の規定の趣旨に適合するものであると解される。

この点、請求人は、臨床調査個人票が請求人の自宅に届いたのは入院日である令和2年12月15日であったことを主張しているところ、同日から22日まで入院していたことを考慮すると、臨床調査個人票の記載年月日である同月9日から21日までに本件支給認定申請を行うことは事実上不可能であり、そのことについて請求人の責めに帰すべき事由はなかったと認めることが相当である。また、請求人は退院日である令和2年12月22日に本件支給認定申請を行っていることから、本件支給認定申請は、事実上可能となった後に直ちに行われたものと認められる。

したがって、令和2年12月9日から21日までに本件支給認定申請を行うことは

請求人の責めに帰すべからざる事由により事実上不可能であつて、事実上可能となつた後に直ちに本件支給認定申請を行ったと認められる本件においては、入院日である同月15日に申請があつたものとして取り扱うべきである。

よつて、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 林 賢 一

委員 片 桐 由 喜